

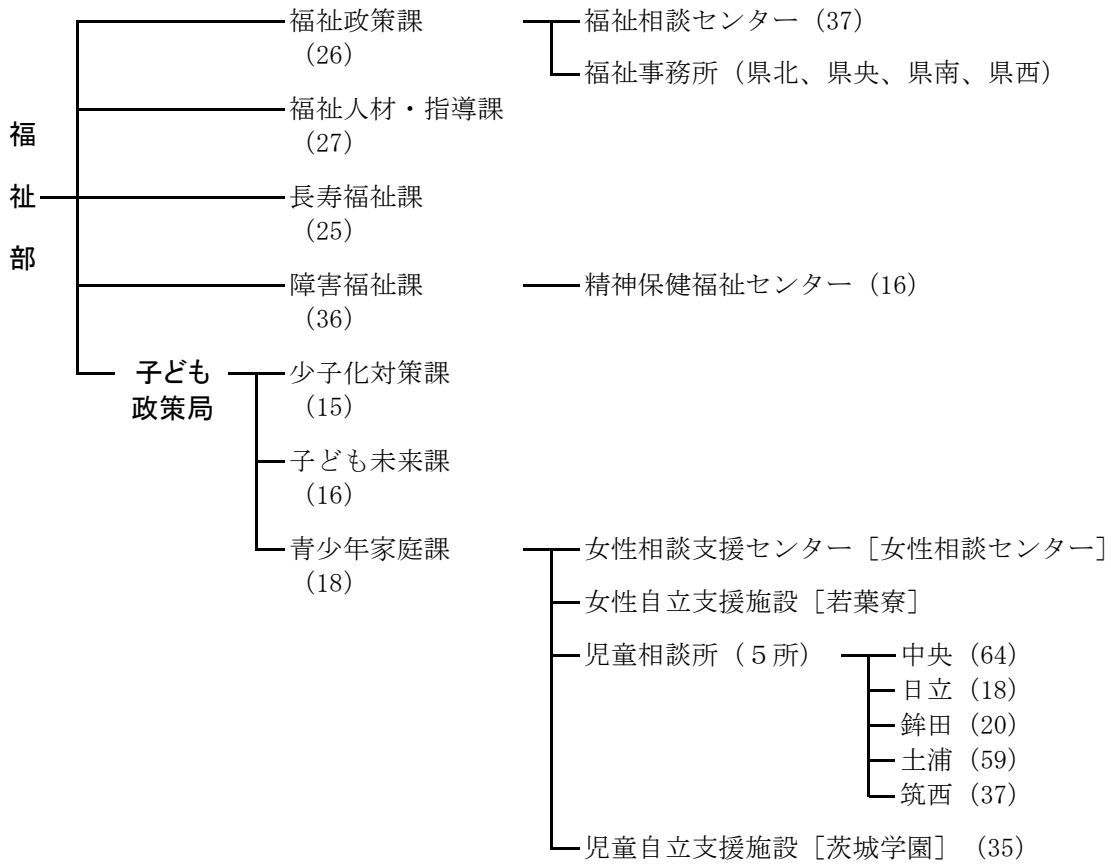
保健福祉医療委員会資料

○ 福祉部の組織・職員数	2
○ 福祉部の分掌事務	3
○ 令和6年度茨城県当初予算（歳入・歳出）	5
○ 福祉部施策推進の基本方針	6
○ 令和6年度課別主要施策	
福祉政策課	1 1
福祉人材・指導課	1 8
長寿福祉課	2 2
障害福祉課	2 7
少子化対策課	3 2
子ども未来課	3 6
青少年家庭課	4 1

令和6年4月22日
 福 祉 部

福祉部の組織・職員数

(R6. 4. 1)



本庁 (163)
 出先 (286)
 計 (449)
 * 任期付職員含む

福祉部の分掌事務

福祉政策課

- 1 福祉行政の総合調整に関すること。
- 2 社会福祉に関する統計に関すること。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の施行に関すること（福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、少子化対策課、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 4 地域福祉の推進に関すること。
- 5 民生委員に関すること。
- 6 災害ボランティア活動の支援に関すること。
- 7 ケアラーの支援に係る総合調整に関すること。
- 8 福祉相談センターに関すること。
（人権施策推進室）
 - 1 人権の啓発に関すること。
 - 2 人権啓発推進センター事業に関すること。
 - 3 同和問題の連絡調整に関すること。

福祉人材・指導課

- 1 福祉人材の確保に関すること。
- 2 社会福祉事業従事者の研修に関すること。
- 3 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 4 生活保護に関すること。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 6 生活困窮者に関すること。
- 7 社会福祉法の施行に関すること（生活保護及び生活困窮者に係るものに限る。）。
（福祉監査室）
社会福祉法人等の検査に関すること。

長寿福祉課

- 1 高齢化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 老人福祉に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉に係るものに限る。）。
- 4 介護保険に関すること（介護保険事業所指導に係るものに限る。）。
- 5 戦没者遺族及び戦傷病者の援護に関すること。
- 6 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。
- 7 叙位叙勲に関すること（旧軍人軍属等に係るものに限る。）。
- 8 未帰還者及び海外引揚者等の援護に関すること。
- 9 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 10 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年茨城県条例第 10 号）の施行に関すること（建築指導課の所管に係るものを除く。）。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の施行に関すること（住宅課の所管に係るものを除く。）。

障害福祉課

- 1 身体障害児者福祉に関すること。
- 2 知的障害児者福祉に関すること。
- 3 発達障害児者福祉に関すること。

- 4 精神保健及び精神障害児者の福祉に関すること。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に関すること。
- 6 特別児童扶養手当等に関すること。
- 7 心身障害者扶養共済に関すること。
- 8 社会福祉法の施行に関すること（障害者福祉に係るものに限る。）。
- 9 精神保健福祉センター、障害児入所施設及び障害者支援施設に関すること。
- 10 自殺対策に関すること。
- 11 障害者の権利擁護に関すること。

（子ども政策局）

少子化対策課

- 1 少子化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の施行に関すること。
- 3 児童厚生施設に関すること。
- 4 児童手当に関すること（総務事務センターの所管に係るものを除く。）。
- 5 社会福祉法の施行に関すること（地域子ども・子育て支援事業に係るもの限り、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 6 母性及び乳幼児の保健に関すること。
- 7 児童福祉法等に基づく医療給付に関すること（健康推進課の所管に係るものを除く。）。
- 8 母体保護に関すること。

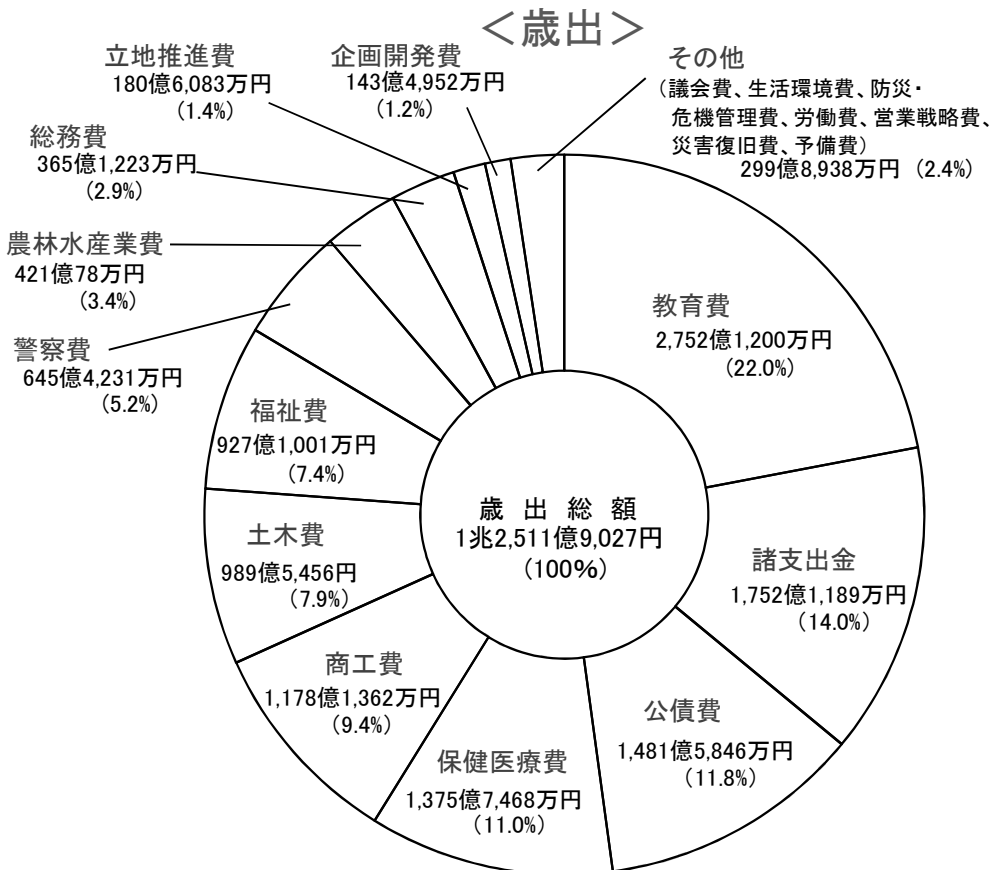
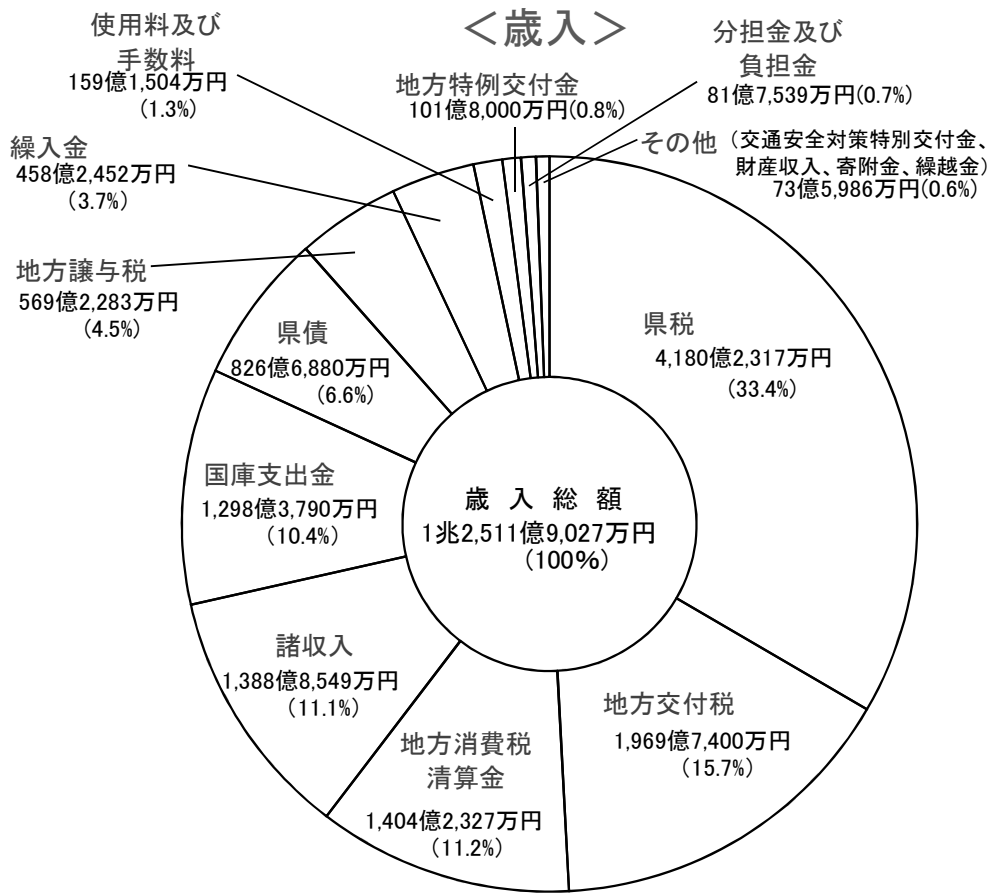
子ども未来課

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の施行に関すること。
- 2 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（一時預かり事業その他の保育に関する事業に係るもの限り、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）
- 4 私立幼稚園及び認定こども園（これらを設置する学校法人を含む。）並びに保育所に関すること。

青少年家庭課

- 1 青少年施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 青少年の健全育成及び若者の活動支援に関すること。
- 3 児童福祉に関すること（身体障害児、知的障害児、発達障害児及び精神障害児福祉に係るものを除く。）。
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- 5 児童扶養手当に関すること。
- 6 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉に係るもの限り、少子化対策課及び子ども未来課の所管に係るものを除く。）。
- 7 困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
- 8 配偶者からの暴力を受けた者の保護及び支援に関すること。
- 9 女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所及び児童自立支援施設に関すること。
- 10 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行に関すること。
- 11 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の施行に関すること。

令和6年度茨城県当初予算



※福祉部予算(940億899万円)
 =福祉費(927億1,000万6千円)
 +保健医療費のうち健康推進課からの組替予算(714万2千円)
 +教育費のうち私学振興費ほか(12億9,184万2千円)

令和6年度福祉部施策推進の基本方針

人口減少時代を迎える中でも、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、茨城県総合計画では4つのチャレンジを推進することとしており、福祉部では、主に以下に掲げるチャレンジに取り組んでいます。

Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ

1 県民の命を守る地域保健・医療・福祉

【福祉人材確保対策】

- ・福祉人材の「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の3つの視点から介護への理解促進や就業・定着などを支援するため、「地域医療介護総合確保基金」などを活用し、福祉人材の確保を図る。特に外国人などの多様な人材を受け入れるための取組を進めていく。
- ・介護職員の定着・離職防止を図るため、介護ロボットやICT機器の導入促進により業務負担の軽減を図る。
- ・介護事業所での介護ロボットやICT機器の導入計画策定や、活用する人材の育成を支援する。

【ケアラー・ヤングケアラーへの支援】

- ・ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

【精神保健対策・自殺対策】

- ・精神障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、措置入院医療の24時間365日体制に加え、精神科一般救急医療相談等による休日及び夜間の精神科一般救急医療体制の整備・拡充を図る。また、家族等からの医療相談の充実や症状悪化に対応する救急医療体制の整備・拡充に努める。
- ・SNS相談や電話相談の窓口を設置するなど、さまざまな悩みや不安を抱えた方が相談しやすい体制を整備し、自殺の未然防止を図る。

【在宅ケアハラスメント対策】

- ・介護・看護職員が安心して働き続けることができる環境づくりを進めるため、在宅介護・看護の現場における利用者からのハラスメント対策として、新たに相談窓口の設置やガイドラインの策定、「ハラスメント撲滅キャンペーン」などを展開し、在宅介護・看護サービスを安定して提供できる体制の構築に取り組む。

2 健康長寿日本一

【福祉サービスの充実】

- ・高齢者が、適切な介護サービスを利用できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実、老人福祉施設等の介護サービス基盤の整備を推進するとともに、介護に関わる専門的な人材の養成・確保のための研修や介護職員の処遇改善等を通じたサービスの質の向上に努める。

【健康づくり】

- ・明るく活力ある健康長寿社会を築くため、高齢者の介護予防と健康づくり、生きがいづくりを推進する。
- ・優れた特技などを地域貢献活動として活かす「元気シニアバンク」活動の支援を行うとともに、全国健康福祉祭への本県選手団の派遣を通じて、高齢者の生きがい・健康づくりを推進する。

3 障害のある人も暮らしやすい社会

【支援体制の充実・社会参加の促進】

○ 障害者福祉の推進

- ・障害者施策の基本的事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービス見込量を確保するための方策等を定め、障害者計画の実施計画として位置づけられている「障害福祉計画」及び障害児支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を統合した「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、権利擁護、保健・医療・雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行い、本県における障害者施策の更なる充実を図る。
- ・地域における居住の場の充実を図るため、グループホーム等の整備を計画的に推進する。また、利用者が安心して安全に暮らせるよう、老朽化している障害者支援施設等の改築やグループホームの防火設備について、社会福祉施設整備国庫補助を活用して整備を促進する。
- ・障害者支援施設等における人材の確保や、サービス管理責任者や相談支援従事者等サービスに従事する従業者への研修を充実させるとともに、市町村や事業者に対する実地指導を実施し質の高い障害福祉サービスの安定的な供給に努める。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置促進に努めるとともに保健、医療、障害福祉等の連携促進に努める。

○ 障害者の自立と参加を促進する社会づくり

- ・障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援の強化や福祉的就労の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の充実等に努める。
- ・障害者の福祉施設における工賃向上のため、共同受発注センターの活動強化や、アドバイザーの派遣、農福連携の取組の促進、官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等に取り組んでいく。
- ・発達障害者支援センターを中心として、障害の専門的相談による早期発見や

地域の支援体制の整備を進める。また、茨城県高次脳機能障害支援センターにおいて、専門相談や技術支援を実施するとともに、地域のネットワークづくりを進める。

- ・退院可能な入院患者の退院促進を図り、精神障害者が、地域で安心して生活できるよう、医療機関や市町村の在宅支援担当者や介護・福祉サービス支援事業者との地域支援連絡会議等を通して、関係機関の連絡強化や個別支援体制の整備に努める。

○ 障害者の権利擁護・差別解消の推進

- ・障害者虐待防止法に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県に障害者権利擁護センターを設置して、県民に普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援等に努める。
- ・すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進する。

※平成 27 年 4 月「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」施行、平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

【就労機会の拡大】

- ・障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援強化や福祉的就労の充実を図る。
- ・障害者の福祉施設における工賃向上のため、共同受発注センターの活動強化や、アドバイザーの派遣、農福連携の取組の促進、官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等に取り組んでいく。

4 安心して暮らせる社会

【地域福祉の推進】

- ・「茨城県地域福祉支援計画（第 4 期）」に基づき、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を推進する。

【生活の保障と援護の充実】

- ・県民が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活に困窮している方々が、生活保護に至る前の段階で早期に自立できるよう、生活困窮者自立支援制度の充実を図る。
- ・戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人に対して適切な支援を行う。

【犯罪に強い地域づくり】

- ・ドメスティック・バイオレンスに対応するため、配偶者等からの暴力被害者への相談や心理的ケアを実施するとともに、警察などの関係機関と連携し、被害者の迅速かつ的確な保護に努める。また、令和 6 年 3 月に策定した「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、困難を抱える女性が相談しやすい体制づくり、回復と自立に向けた支援体制の整備を行う。

5 災害・危機に強い県づくり

【危機管理体制の充実強化】

- ・災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を推進する。
- ・避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である「個別避難計画」の早期の作成や福祉避難所の指定拡大を市町村に対して働きかけるなど、災害時に要支援者をスムーズに避難誘導できる体制整備を推進する。
- ・大規模災害の発生時に、高齢者、障害者、乳幼児等の支援が必要な被災者に対し、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークを構築し、福祉専門職によるチーム（いばらきD W A T）を編成・派遣する体制整備を推進する。
- ・災害時に、妊産婦等の支援が必要な被災者に対し、支援を行う助産師の派遣について、協定書に基づき茨城県助産師会に要請する体制整備を推進する。
- ・災害時において被災者を支援するボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動に係る環境を整備し、災害ボランティア活動の支援・促進を図る。

Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ

1 次世代を担う人財

【人財育成】

○ 青少年・若者の健やかな成長と自立を支えるための環境整備

- ・「いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）」に基づき、青少年が心身ともに健やかに自立した個人として成長し、若者が地域社会の一員としていきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組を展開する。

2 日本一、子どもを産み育てやすい県

【結婚・出産・子育て支援】

○ 少子化対策の推進

- ・子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開するために策定した「茨城県次世代育成プラン」に基づき、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現を目指し、「若い世代の結婚の希望」と「希望どおりの人数の出産・子育て」をかなえるための環境を整備する。
- ・結婚・子育てへの意識啓発をはじめ、男女の出会いの場づくりの支援、さらに妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援に体系的に取り組む。

○ 母子保健の充実

- ・妊娠期から子育て期までの、切れ目のない相談支援体制を構築し、安心・安全な妊娠・出産・子育てと児童虐待の未然防止を図る。
- ・乳幼児期の健康を守るため、新生児に対し先天性代謝異常等検査を実施するとともに、視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図る。
- ・医療を必要とする結核罹患児の医療費等に対し、公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。
- ・不妊で悩む夫婦に専門的・医学的相談を実施する。

○ 子育て支援と保育サービスの充実

- ・子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、母子保健医療体制の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、子ども自身が健やかに成長できる環境づくりを進める。
- ・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービス等の充実を図るとともに、延長保育や病児保育など地域における様々な子育て支援の拡充に努め、安心して子育てができる環境づくりを推進する。
- ・待機児童のゼロ達成・ゼロ維持に向けて、地域の実情に応じた保育所等の整備や地域型保育事業の促進により保育の受け皿整備を進めるとともに、修学資金貸付や潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善・業務の負担軽減による就業継続支援など、総合的な保育人材の確保対策を推進する。

【児童虐待対策】

- ・年々増加する児童虐待事案の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村による未然防止対策への支援や、里親等の社会的養護の受け皿確保などに取り組む。

【子どもの貧困対策】

- ・生活援助や保育サービスによる子育て・生活支援、児童扶養手当の支給などによる経済支援、資格を取得するための修学期間中に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業による就職支援等により、ひとり親家庭・寡婦の自立促進を図る。

3 自分らしく輝ける社会

【人権】

- ・県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、総合的な人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、「人権啓発推進センター」を中心に、人権啓発、人権教育及び人権擁護活動の推進を図る。
- ・部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念に則り、国及び市町村等との連携を図りながら、課題の解消に努める。

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

1 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

【まちづくり】

- ・ユニバーサルデザインを推進するため、県ホームページでの広報やガイドラインの活用を通じて、理念の普及・啓発に取り組む。
- ・高齢者の自立を促進し、介護者の負担軽減を図るため、利用者ニーズに適合した福祉機器や住宅改修の活用を支援する。
- ・身障者等用駐車場の適正利用及び県民への意識啓発を図るため、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を推進する。

福祉政策課

◎執行方針

[1] 福祉行政の総合調整等

1 福祉行政の総合調整

部の幹事課として、部の福祉行政に関する進行管理、部の予算の適正執行を通じて、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう総合調整を行う。

2 厚生統計調査

厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施することにより、福祉行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。

[2] 社会福祉行政の推進

1 社会福祉の推進

急速な少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは十分な支援が受けられないような課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中で、利用者本位の福祉や地域における福祉を推進するため、社会福祉に関する事項を総合的に調査審議する茨城県社会福祉審議会を運営し、社会福祉事業の適正な実施の確保と健全な発展を図る。

また、本県社会福祉関係者の活動・交流の拠点として、多くの福祉関係団体が入居する茨城県総合福祉会館を運営するとともに、県内の社会福祉の向上に寄与している社会福祉団体等の活動を支援する。

2 地域福祉の推進

地域福祉の総合的な推進役である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、茨城県地域福祉支援計画（第4期）に掲げた目標達成状況の把握等、進行管理に努めていく。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、利用者からの苦情に対応するため「福祉サービス苦情解決事業」の着実な推進を図る。

地域住民の福祉活動への参画など、地域で互いに助け合い支え合う福祉コミュニティを形成するため、ボランティア活動の振興を図るとともに、地域福祉推進の担い手として地域住民の立場に立って相談、援助を行う民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会の活動を支援する。

また、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」（令和3年12月施行）に基づき、ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

さらに、「孤独・孤立対策推進法」（令和6年4月施行）に基づき、社会全体で孤独・孤立問題への理解を深め、孤独・孤立の状態にある当事者が必要な支援につながりやすい環境整備を図る。

加えて、低所得者世帯等に対し、生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付を行うことにより、安定した生活が送れるよう支援する。

[3] 災害時の福祉支援施策の推進

要配慮者が安心して避難所において生活できるよう福祉専門職による福祉ニーズの把握や支援を行う体制整備を推進するため、「茨城県地域防災計画」に基づき、福祉関係団体等による災害福祉支援ネットワークの活動の充実に努める。

また、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者対策として市町村が取り組む避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の早期作成、福祉避難所の指定拡大等について、取組の一層の促進を支援していく。

さらに、「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」（令和2年12月施行）に基づき、地域の企業や団体等の協力により災害ボランティアの参加拡大を

図るとともに、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

[4] 人権施策の推進

総合的に人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、人権啓発推進センターを中心に人権啓発・人権教育及び人権擁護活動等の充実を図る。

部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念を踏まえ、必要な教育及び啓発等により課題の解消に努める。

福祉政策課主要施策体系

[1] 福祉行政の総合調整等

- | | | | | |
|---|-----------|-------|-----|-----------|
| 1 | 福祉行政の総合調整 | _____ | (1) | 福祉行政の総合調整 |
| 2 | 厚生統計調査 | _____ | (1) | 社会福祉統計調査 |

[2] 社会福祉行政の推進

- | | | | | |
|---|---------|-------|------|---------------------------|
| 1 | 社会福祉の推進 | _____ | (1) | 社会福祉審議会の運営 |
| | | _____ | (2) | 総合福祉会館の運営 |
| 2 | 地域福祉の推進 | _____ | (1) | 市町村地域福祉推進の支援 |
| | | _____ | (2) | 社会福祉協議会に対する支援 |
| | | _____ | (3) | 福祉サービスの質の向上 |
| | | _____ | (4) | ボランティア活動の振興 |
| | | _____ | (5) | 民生委員・児童委員に対する支援・指導 |
| | | _____ | (6) | 生活福祉資金貸付事業に対する支援 |
| | | _____ | (7) | 民間社会福祉施設整備借入金に対する
利子補給 |
| | | _____ | (8) | 重層的支援体制の整備 |
| | | _____ | (9) | ケアラー・ヤングケアラー支援 |
| | | _____ | (10) | 孤独・孤立対策 |

[3] 災害時の福祉支援施策の推進

- | | | | | |
|---|--------------------|-------|-----|--------------------|
| 1 | 茨城県災害福祉支援ネットワークの運営 | _____ | (1) | 茨城県災害福祉支援ネットワークの運営 |
| 2 | 避難行動要支援者対策の推進 | _____ | (1) | 避難行動要支援者対策の推進 |
| 3 | 災害ボランティア活動の支援 | _____ | (1) | 災害ボランティア活動の支援 |

[4] 人権施策の推進

- | | | | | |
|---|---------|-------|-----|---------------|
| 1 | 人権施策の推進 | _____ | (1) | 人権啓発等の推進 |
| | | _____ | (2) | 人権啓発推進センターの運営 |
| | | _____ | (3) | 同和問題の連絡調整 |

ケアラー・ヤングケアラー支援について

1 現 状

(1) 条例の制定

ケアラー・ヤングケアラーを社会全体で支えるため、令和3年12月に「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」が制定された。(令和3年12月14日施行)

(2) 推進計画の策定

ア ケアラー・ヤングケアラー実態調査の実施

ケアラー・ヤングケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年4月～7月に、県内の児童生徒や学校、ケアラー当事者、支援機関等を対象にアンケート調査を実施した。(結果公表：令和4年11月)

(参考)「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合

	小学6年生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
国調査※	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

※国調査は令和2年度に実施

イ 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定した。

○計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、 ②相談支援体制の整備、
③多様な支援施策の推進、 ④人材の育成

2 課 題

(1) 学校等における認知度向上・理解促進

- 周りの大人や支援機関等が、ヤングケアラーに気づき支援につなぐことができるよう、社会全体の認知度向上・理解促進を図る必要がある。
- 特に学校等において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会を作り、相談支援につなげる必要がある。

(2) 地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

- 市町村、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体など、多様な関係機関における相談支援機能の充実を図り、ケアラー本人やケアラーを把握した関係者が相談しやすい環境を整備する必要がある。
- 複合的な課題を抱えるケアラーを必要な支援につなぐため、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携・協力体制の構築を図る必要がある。

3 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

- 教育庁と連携し、学校のホームルーム等において、電子リーフレットや啓発動画により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。
- 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。(令和5年度：16回)
- 県広報紙「ひばり」、県ホームページ、SNS等による情報発信。

(2) 相談支援体制の整備

- 市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。(令和4年8月～)
- 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。
(令和4年度：3会場102名参加、令和5年度：3会場124名参加)
- 認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供。
(令和4年10月連携協定締結、令和5年度から支援実施、支援対象8世帯10人)

災害ボランティア活動の推進について

1 現 状

- 近年、全国的に大規模災害が多発している中、被災地において、災害ボランティアの活動が被災者支援の大きな力となっている。
- 本県では、令和2年12月に「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」が制定されたことを踏まえ、災害ボランティアの参加拡大を図り、災害時に円滑に活動できるよう、活動環境の整備を推進している。

2 課 題

- 大規模災害において、速やかに被災者ニーズに対応するためには、企業等からの更なる協力を求め、災害ボランティアの参加拡大を図る必要がある。
- 災害ボランティア活動を迅速かつ効果的に被災者支援につなぐためには、災害ボランティアの受入れや被災者ニーズの把握を担う災害ボランティアセンター※の円滑な設置・運営など、災害ボランティアの活動環境を整備する必要がある。
※災害ボランティアセンター：大規模災害時に、市町村社会福祉協議会が設置し、県、県社会福祉協議会、被災地以外の市町村社協からの人的・物的支援により運営。

3 主な取組

(1) 災害ボランティアの参加拡大

ア 「茨城県災害ボランティア登録制度」の運用

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報や災害ボランティア募集情報など、活動に必要な情報を提供。(登録者数：個人1,068件、団体95件(令和6年4月5日現在))

イ 企業等への働きかけ

市町村、社協との連携により、県内企業や地域団体に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施。

ウ 広報啓発

特設ホームページ「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」、出前講座、イベント出展、SNS等による情報発信。(令和5年度：出前講座9回、イベント出展3回)

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

ア 災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成

- ・センター設置・運営訓練の実施(令和5年度：市町村社協5か所)
- ・災害初動期対応チームの育成

センターの運営経験者で所定の研修を修了した県内社協職員で構成。被災地の市町村社協に派遣しセンターの設置・運営を支援。
(チーム員：県内社協職員164名(令和6年4月1日現在))

- イ いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）の運用
- ・災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステムを活用し、災害ボランティアセンターを効率的に運営。（令和3年10月～）
 - ・社協職員を対象とした操作研修を実施。（令和5年度：7回）

ウ 茨城県災害ボランティア活動支援基金の活用

- ・特設ホームページでのPRやふるさと納税の活用等により、県内外から寄附金を募集。（令和3年4月～）
 - ・災害ボランティアの作業用資機材の購入、災害ボランティアの輸送、災害ボランティアセンター運営支援システムの運用経費として活用。
- （令和5年度基金見込：寄附金収入24,367千円、取崩9,346千円、
年度末残高52,323千円）

福祉人材・指導課

◎執行方針

[1] 福祉人材の確保・育成

福祉サービスを支える人材を安定的に確保し、県内定着を図るため、若者や子育て層、シニア層など幅広い世代を対象に、介護未経験者や有資格者、掃除や洗濯等介護の周辺業務を担う介護助手の活用など、多様な人材の参入を促進し、介護人材の裾野の拡大を図る。

また、キャリアアップ研修への支援等資質向上や、施設経営者等を対象にした勤務環境改善セミナーの実施など、働きやすい環境づくりに取り組む。

さらに、外国人介護人材の確保・育成に取り組むとともに、安心して学習・生活ができるよう受入環境の整備を図る。

[2] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

福祉事務所等への施行事務監査等を通して、適正な保護の実施の確保及び被保護者への指導援助の充実を図るとともに、福祉事務所生活保護担当職員を対象とした研修会等を実施し、職員の資質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談支援体制の構築、住まいを失うおそれのある離職者等に対する家賃相当額の給付、基礎的な就労訓練の実施、家計管理や債務解消などへの支援、子どもの学習や生活への支援事業等を実施し、生活困窮者の早期自立を図る。

[3] 社会福祉法人等の検査

社会福祉法人及び施設等の業務及び財産の状況について実地検査等を行うことにより、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図る。

福祉人材・指導課主要施策体系

[1] 福祉人材の確保・育成

- └─ 1 多様な人材の確保・育成 ─ (1) 多様な人材の参入促進・資質向上・労働環境改善
- └─ 2 外国人材の確保・育成 ─ (1) 外国人材の確保・受入環境の整備

[2] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

- └─ 1 生活保護制度の適正実施 ─ (1) 生活保護法施行事務の適正実施の推進
- └─ (2) 各種扶助費の適正支給
- └─ (3) 行旅病人・行旅死亡人取扱費の支給
- └─ 2 生活困窮者自立支援制度の推進 ─ (1) 生活困窮者の総合相談支援、離職により住居を失うおそれのある者等に対する支援、就労支援、家計改善支援、一時生活支援、子どもの学習・生活支援等

[3] 社会福祉法人等の検査

- └─ 1 社会福祉法人等の適正な運営の確保 ─ (1) 社会福祉法人・施設等の実地検査等

外国人介護人材の確保対策について

1 現 状

- 人口減少と超高齢社会が進展する中、介護人材を安定的に確保し、県内定着を図るためには、外国人介護人材の確保が不可欠な状況である。
- このため、外国人材の受入促進や定着に向けた取組の強化が求められている。

2 課 題

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校への修学ルートを開拓するとともに、外国人留学生が安心して学習・生活できる受入環境の整備を図る必要がある。
- 外国人介護人材の受入れ強化・加速化のため、受入施設とのマッチング支援に取り組む必要がある。

3 主な取組

(1) 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業

- 県、介護福祉士養成校、介護施設等を構成員とする協議会を設立し、海外現地において、連携して学生募集や学校説明会及び面接会を開催することなどにより、県内の介護福祉士養成校への受入れ及び県内の介護施設等への就職を促進。
- 具体には、海外の日本語学校において学生募集の説明会及び面接会を開催。
〔実績〕2022 (R4) : ベトナム
2023 (R5) : ベトナム、ネパール、インド

(2) 外国人留学生奨学金等給付支援事業【新規】

- 介護施設等が介護福祉士養成校の留学生に対して貸与する奨学金等の一部を助成。
ア 補 助 対 象 : 外国人留学生に学費や生活費等の奨学金を貸与する介護施設等
イ 補助基準額 : 日本語学校の学費 (年額 60 万円以内)
日本語学校・養成校の生活費 (年額 36 万円以内)
ウ 補 助 率 : 3分の1

(3) 外国人介護人材マッチング支援事業【新規】

- 県内の介護施設で就労を希望する外国人介護人材と介護施設等のマッチングを支援することにより、外国人介護人材の受入れを強化・加速化。
- 具体には、受入施設を募集し、外国人介護人材と県内介護施設のマッチングを行うとともに、異文化理解研修や定着支援等により受入環境を整備。

生活困窮者自立支援制度について

1 現 状

- 生活に困窮する方への対策として、最後のセーフティネットである生活保護制度のほか、生活保護に至る前の段階で自立を支援する生活困窮者自立支援制度が設けられている（2015(H27)年4月～）。
- 生活に困窮する方は、経済的困窮をはじめ様々な課題を複合的に抱えていることが多いことから、内容を限定することなく幅広い相談に対応する必要がある。

〈制度概要〉

【実施主体】

県及び市（全32市）※郡部（町村）は県で対応

【包括的な相談支援】

◎自立相談支援事業 [必須事業]

- ・相談支援員、就労支援員を配置し、関係機関と連携しながら、生活困窮者からの相談に対応
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成

【支援メニュー】

①住居確保給付金 [必須事業]

住居を失うおそれのある者等に対し有期（最大9か月）で家賃相当額を給付

②就労準備支援事業 [任意事業：県及び全32市が実施]

就労に向けた準備が不十分な者に対する日常生活・社会生活等の訓練

③家計改善支援事業 [任意事業：県及び全32市が実施]

家計に課題を抱える者に対する専門的な助言、債務整理等への支援

④一時生活支援事業 [任意事業：県及び25市が実施]

解雇で社員寮を退居せざるを得なくなった者等に対し、一定期間、衣食住を提供

⑤子どもの学習・生活支援事業 [任意事業：県及び31市が実施（類似事業含む）]

生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもを対象とした学習支援及び生活支援

2 課 題

- 複合的な課題を抱える生活困窮者を適切に支援するため、多様な支援ニーズに対応できる担当者の育成を図る必要がある。
- 任意事業（一時生活支援事業等）について、県内全域で支援が受けられるよう未実施市の解消を図る必要がある。

3 主な取組

- 多様な支援ニーズに対応できるよう、担当者の支援スキルの向上を図るため、グループワークやケーススタディ研修などを毎年実施
- 任意事業の未実施市を訪問し、事業の取組事例や国の財政支援についての情報提供を行い、事業実施を働きかけ（2021(R3)年度から毎年実施）

〈一時生活支援事業の実施状況〉

年 度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
実施状況	県+5市 (18.2%)	県+8市 (27.3%)	県+15市 (48.5%)	県+25市 (78.8%)

長寿福祉課

◎執行方針

[1] 長寿社会対策の推進

本格的な高齢社会において高齢者がいきいきと活躍する健康長寿社会づくり等を進めるため、「第9期いばらき高齢者プラン21」（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画、計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、急速に進む高齢化に対応した総合的な施策の推進を図る。

[2] 高齢者の健康づくり・生きがいの推進

1 健康づくり・介護予防対策の推進

「シルバーリハビリ体操」の普及を通じて地域の介護予防を推進するボランティアである「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するとともに、指導士による体操教室が、県内市町村の各地域において積極的に開催されるよう支援する。

また、いばらきシニアカード（高齢者優待カード）を配付することにより、高齢者の外出を促進し、健康増進やひきこもり防止につなげる。

2 生きがい対策の推進

高齢者の社会参加を促進するため、茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）や老人クラブ等を支援する。

また、高齢者の知識・経験・技術等を地域貢献活動に活用できるよう支援するため、「元気シニアバンク」の充実を図る。

[3] 利用者本位の介護サービスの充実

1 老人福祉施設等基盤整備の推進

「第9期いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに対応した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの老人福祉施設等の計画的な整備を図るとともに、良質な生活環境が確保された質の高いサービスを提供できるよう介護サービス基盤の整備を図る。

また、特別養護老人ホーム等の適正な設置運営に関する指導を実施するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の指導及び育成を図る。

2 介護保険の円滑な推進

(1) 人材養成・研修体制の整備と支援等

訪問介護員などに対する各種研修を充実・強化し、資質の向上を図る。

また、福祉・介護を確固たる雇用の場とするために、介護職員の処遇改善に取り組む。

(2) 介護サービス事業者の指導等

介護保険施設や介護サービス事業者の指定等を行うとともに、福祉人材・指導課、保健所等と一体となって介護サービス事業者に対する指導・監査を実施する。

(3) 相談・苦情処理体制の確保等

介護サービスの内容や事業者等に関する利用者からの苦情・相談に応じる茨城県国民健康保険団体連合会に対し助成を行う。

(4) 介護職員の処遇改善

介護サービス事業所に対するロボットの導入支援等により、介護職員の業務負担を軽減するとともに、介護職員処遇改善支援補助金、また、介護職員処遇改善加算等の取得の支援を行うことにより、介護職員の処遇改善を図る。

[4] 安全・安心なまちづくりの推進

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もが快適に生活できるよう、身障者等用駐車場の適正利用など人にやさしいまちづくりを推進するとともに、一定規模以上の公共的施設の新築等をする際に、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点から設計、建築のポイントなどの指導・助言を行う。

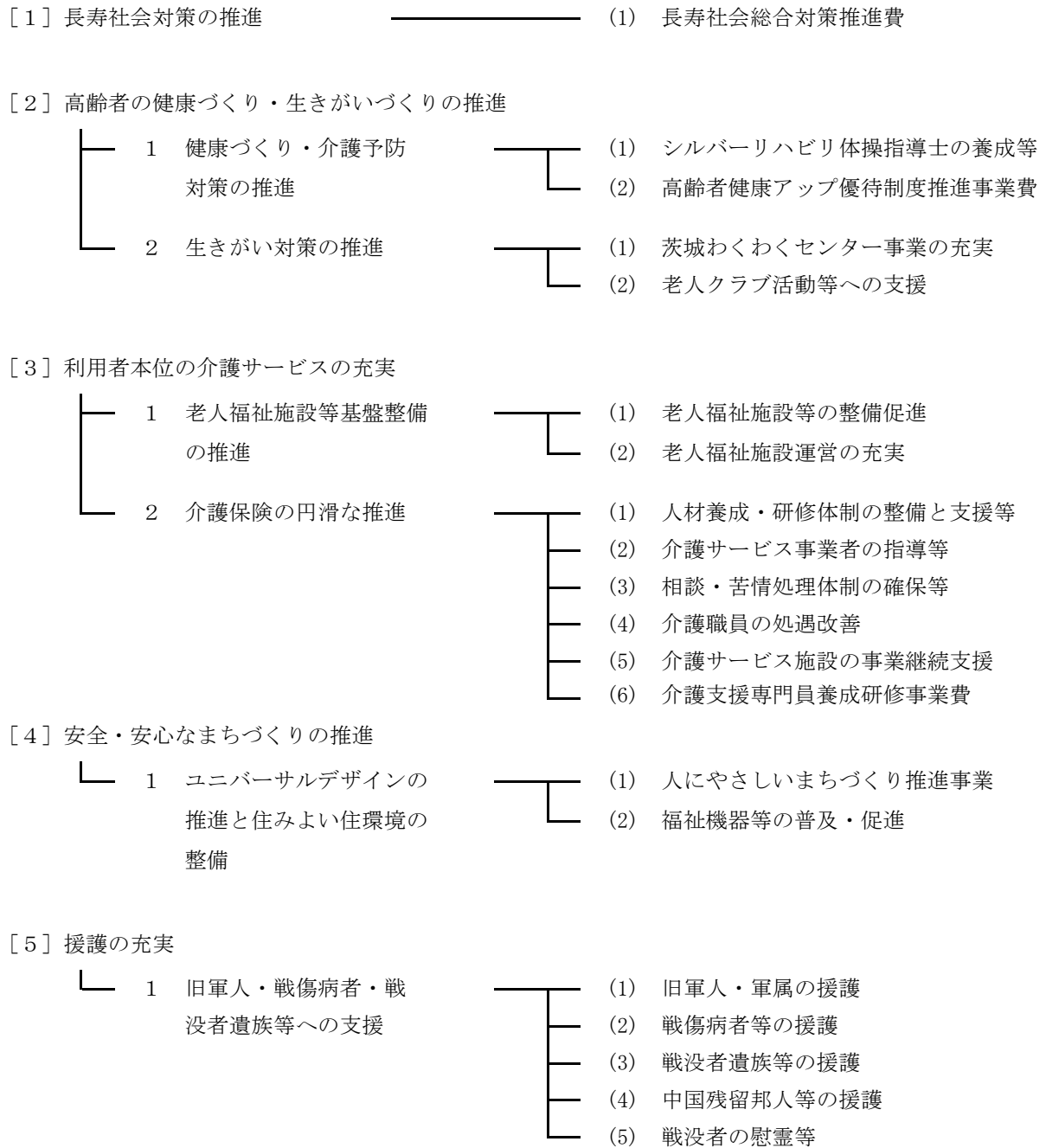
また、高齢者が安全かつ安心して暮らせるよう、福祉用具や住宅改修の普及・適正化を図る。

[5] 援護の充実

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等に対する援護事業の一層の推進を図る。

また、茨城県戦没者追悼式などの戦没者の慰霊事業等を実施するとともに、中国残留邦人の定着自立を促進するため、自立指導員等の派遣や支援・相談員の配置及び支援給付の支給などを行う。

長寿福祉課主要施策体系



在宅ケアハラスメント対策推進事業について

1 現況・課題

厚生労働省では、介護等における「労働環境の整備」を図るため、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけている（うち、カスタマーハラスメントは「講じることが望ましい措置」）。

特に、近年問題視されている「在宅」という密室での環境における介護・看護等に従事する職員が受けるハラスメント行為について、労働環境の確保及び介護等人材の離職防止の観点から、新規事業として実施する。

2 必要性・ねらい

在宅介護・看護等の現場における職員に対する利用者等からのハラスメント行為への対策を講じることによって、安心して働き続けることができる体制を構築する。

3 事業の内容

(1) 相談窓口の設置

- ・相談員による電話、メール等による相談受付や地域ケア会議への連絡、調整等（必要に応じて事案に応じた専門団体と調整）

(2) 困難事例に対する専門職の派遣調整

- ・事業所、在宅現場、地域ケア会議への専門職（ケアマネジャー、看護師等）の派遣

(3) ガイドラインの作成

- ・ハラスメント発生時の対応等をまとめたガイドラインを作成するとともに、関係団体に周知

(4) 各種広報

- ・ハラスメント撲滅キャンペーンとして県民に対する普及啓発の実施
- ・相談窓口設置の周知のための事業所向けポスター等の作成、配布

4 他都道府県の取組事例

(R5.5 長寿福祉課調べ)

取組内容	実施する都道府県
指針の策定	2 県（滋賀、兵庫）
チラシの作成、配布	5 都県（埼玉、東京、兵庫、高知、福岡）
相談窓口の設置	10 都府県（山形、群馬、埼玉、東京、神奈川、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山）

老人福祉施設等の整備について

1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備状況

(2024 (R6) . 3. 31 現在)

(単位: 床)

種 別	第8期プラン(2021～2023)			第9期プラン (2024～2026)		
	目標 (a)	整備済 (b)	達成率 (b/a)	2024年度 目標	2025年度 目標	2026年度 目標
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	18,364	17,915 272ヶ所	97.6%	18,132	18,153	18,324
介護老人保健施設	11,878	11,698 129ヶ所	98.5%	11,708	11,708	11,708
介護医療院	371	476 11ヶ所	128.3%	636	682	742

2 老人福祉施設整備等に係る補助 (主なもの)

	補助額	備 考
特別養護老人ホーム		・ 地域密着型は、定員 29 人以下の特別養護老人ホーム。原則として、所在する市町村に居住する高齢者のみ入所可能。
創設	3,000 千円/床	
増築	3,000 千円/床	
開設準備経費	839 千円/床	
地域密着型特別養護老人ホーム		
創設	4,480 千円/床	
開設準備経費	839 千円/床	
介護老人保健施設、介護医療院		
開設準備経費	839 千円/床	
認知症高齢者グループホーム		
創設	33,600 千円/施設	
開設準備経費	839 千円/床	
小規模多機能型居宅介護事業所		・ 通所を中心に訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供。在宅での生活継続を支援。
創設	33,600 千円/施設	
開設準備経費	839 千円/床	

※開設準備経費：開設前の職員の人件費，開設に係るベッド等の備品の購入，職員募集や広報費用 など

障害福祉課

◎執行方針

[1] 障害者福祉の推進

1 障害者自立支援制度の推進

障害者施策の基本的事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービス見込量を確保するための方策等を定め、障害者計画の実実施計画として位置づけられている「障害福祉計画」、障害児支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を統合した「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、保健・医療、雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行い、本県における障害者施策の更なる充実を図る。

また、障害者総合支援法等の改正により平成30年4月から新設された自立生活援助、就労定着支援及び障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）、重度訪問介護の訪問先の拡大や高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）等のほか、令和6年4月の報酬等の改正により個々の障害の状況等に応じたきめ細やかなサービスの提供が可能となったことなど制度内容の周知及び利用促進に努める。

2 社会参加の促進

「ノーマライゼーション」と「完全参加」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るため、市町村が実施する事業に対し支援するとともに、広域的な実施が必要な事業の充実に努める。

また、障害者のスポーツ・文化振興に関する事業を推進する「茨城県障害者スポーツ・文化協会」の運営に助成し、障害者が健康で豊かな生活が送れるよう、障害者やその家族、ボランティア、一般県民の参加による県障害者スポーツ大会や文化祭を実施して、障害者の各種活動への参加意欲の向上や自立、社会参加の促進に努める。

3 在宅支援サービスの充実

障害者が地域社会で自立し、様々な分野において社会参加を実現して豊かな生活を送ることができるよう、サービス管理責任者、行動援護従事者や同行援護従事者など福祉マンパワーの養成確保に努めるとともに、居宅介護、短期入所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など個々の障害者（児）のニーズにきめ細かに対応できる在宅支援サービス等の一層の充実を図る。

また、IT（情報通信技術）の活用を図り、障害者の社会参加の機会を広げるため、パソコンボランティアの派遣、IT相談窓口の設置等を行うとともに、障害者のニーズに応じた、コミュニケーション支援を行うなど、情報バリアフリー化を推進する。

4 居住の場の整備

障害者の居住の場の確保を図るため、グループホームを計画的に整備するとともに、社会福祉施設整備国庫補助を活用し、老朽化している障害者支援施設及び障害児入所施設の改築・耐震化を促進する。

5 就労支援の強化

障害者が自立した社会生活を営み、安定した生活が送れるよう障害者就業・生活支援センター事業の実施や就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図るとともに、関係機関や市町村、企業等と連携した就労支援を推進する。

また、専任の指導員を配置し、障害者を雇用するなど公的雇用の拡大を図る。

6 福祉的就労の充実

就労継続支援B型事業所で働く障害者が自立した生活を送れるよう、工賃水準の向上を目指す「茨城県工賃向上計画」に基づき、専門的な知識や技術を有するアドバイザーの派遣や障害者優先調達推進法に基づく事業所からの物品等の積極的な調達、共同受発注センターの活動強化等を推進することにより工賃向上を図る。

7 相談支援体制の整備

相談支援従事者研修を強化し、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所の拡充を図るとともに、市町村を中心とする地域の相談支援体制づくりを支援するため、地域自立支援協議会の活性化を促進する。

高次脳機能障害者については、県内全域をカバーする茨城県高次脳機能障害支援センターを中核として高次脳機能障害地域支援拠点病院を指定し支援体制の充実を図るほか、医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、機能の強化に努める。

医療的ケア児については、茨城県医療的ケア児支援センターにおいて相談等に対応するとと

もに、多職種連携を図り居住する地域に関わらず適切なサービスを受けられるよう支援していく。

また、発達障害については、発達障害者支援センターを中心として、専門的相談体制の充実を図るほか、市町村職員を対象とした研修を実施し市町村窓口の強化に努める。

さらに、市町村では対応が困難な発達障害や高次脳機能障害など専門性が高い障害の相談支援や精神障害者退院促進など市町村域を超えて広域的に必要な支援体制の整備・充実を図る。

8 人材の確保・育成及び資質の向上

利用者が安心して利用できる良質な障害福祉サービスを提供できるよう、障害者支援施設等における人材確保を図るとともに、管理者及びサービス管理責任者等を対象とした各種研修を充実させる。さらに、事業者に対する実地指導によりサービスの質の向上を図る。

また、コミュニケーション支援に従事する手話通訳者及び要約筆記者、点字奉仕員、朗読奉仕員の養成等人材の育成に努める。

9 県立施設の運営

県立障害児者施設について適切な管理運営を図るとともに、入所者の地域生活移行や民間施設では対応困難な事例に対する専門的な支援に積極的に取り組む。

なお、老朽化等の課題を抱えるあすなろの郷については、強度行動障害など最重度の障害がある方に対し、質の高いサービスを提供していくためのセーフティネット棟の建設工事を進めるとともに、県と民間事業者の役割分担と連携強化のもと入所者の円滑な移行に向けた準備を進めていく。

愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して、県が支援や関与を行うことにより、機能訓練の強化などを進めていく。

10 障害者権利擁護の推進

家庭内における障害者虐待の早期発見や未然防止対策のほか、福祉施設で障害者の人権に配慮した適切で安全な福祉サービスが提供されるよう、職員等の資質の向上を図る。

また、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進する。

[2] 精神保健医療福祉の推進

1 精神保健医療福祉の充実

精神障害者の通院医療を促進するため、自立支援医療（精神通院医療）の給付を行うほか、精神科病院の実地審査・実地指導や精神医療審査会における精神障害者の入院の適否審査等を実施し、適正な医療の提供と精神障害者の人権の確保を図る。

また、ひきこもり対策の総合調整機関である「ひきこもり相談支援センター」（専門コーディネーター配置）において、関係機関と連携した支援を行うとともに、地域拠点（サテライト）である保健所においては、専門相談や家族教室等を実施し、ひきこもり者の自立、回復を促進する。

2 自殺対策の推進

茨城県自殺対策計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力して総合的な自殺対策を推進するとともに、地域の自殺対策の拠点となる地域自殺対策推進センターにおいて、県、市町村、民間団体、そして県民一人ひとりが一体となって、地域での自殺防止のための気づき、見守りができるよう啓発するとともに、相談体制の整備、人材養成に努める。

3 精神科救急医療体制の充実

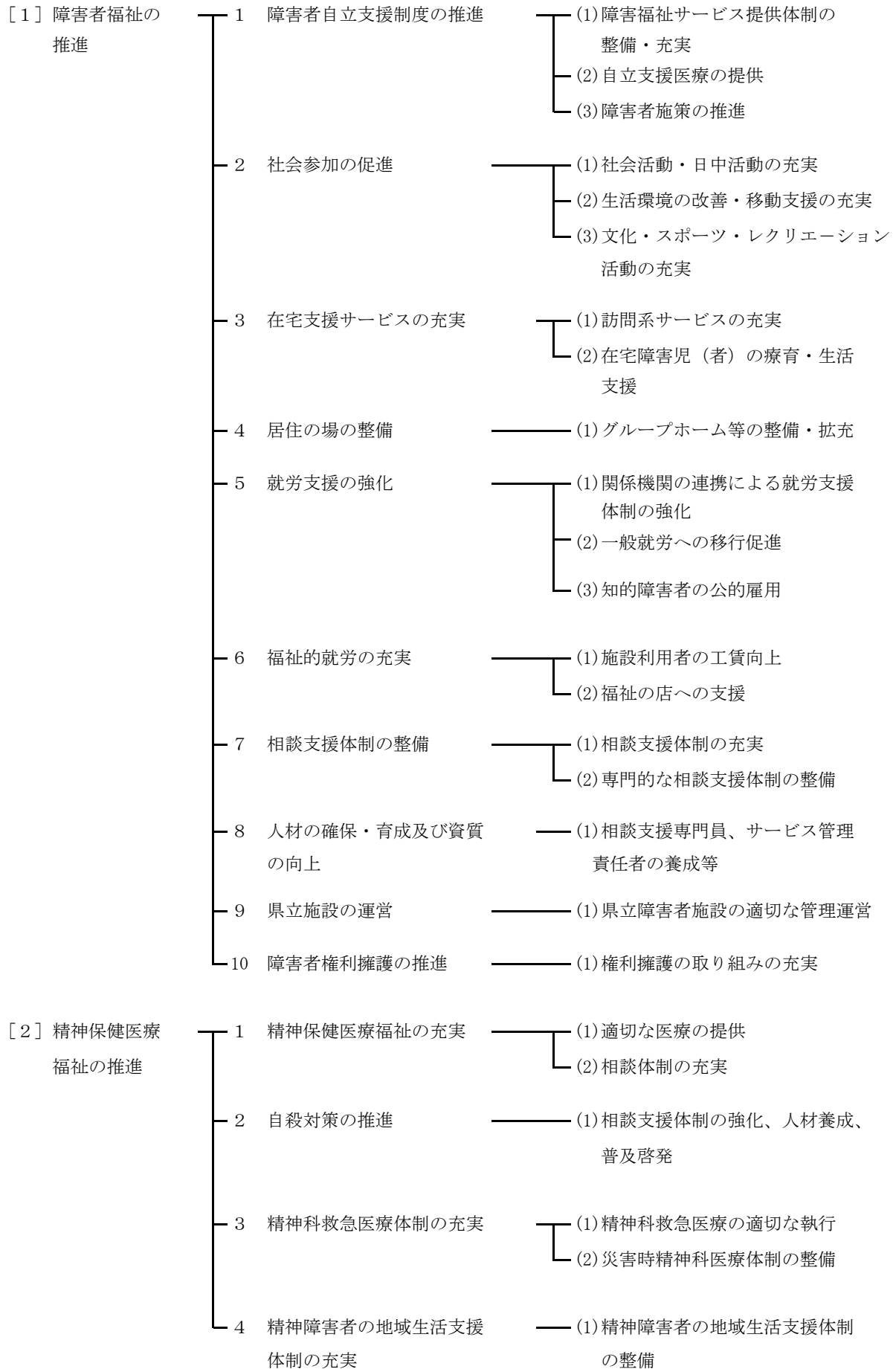
警察官通報について24時間365日の対応を行うとともに、休日や夜間における精神障害者の家族等からの精神科一般救急医療相談や輪番制当番病院等による入院受入れについて、体制の充実を図る。

また、災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を推進する。

4 精神障害者の地域生活支援体制の充実

精神障害者が、住み慣れた地域で安心して地域生活や社会生活が送れるよう、関係機関の連携の下、医療、保健、福祉等の支援の充実を図る。

障害福祉課主要施策体系



あすなろの郷再編整備関連事業について

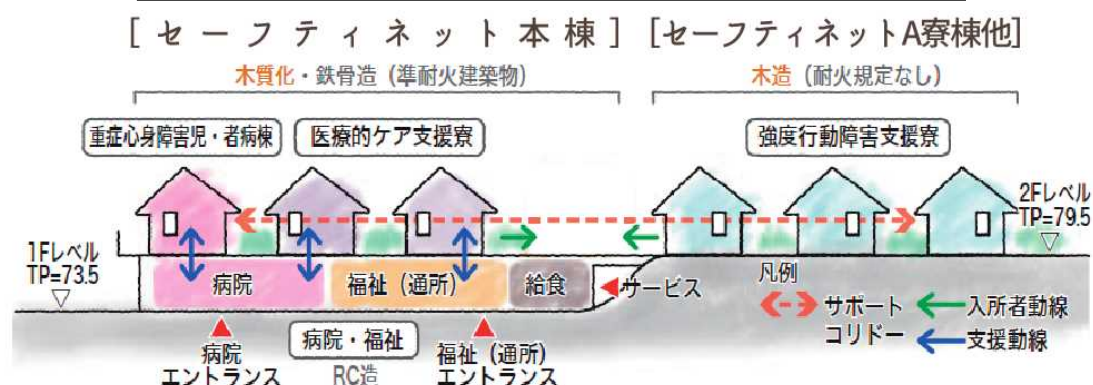
1 セーフティネット棟（県立施設）の整備

行動障害の特に強い方や手厚い医療的ケアが必要な方などの最重度の障害のある方に対する質の高いサービスを提供するため、県立施設としての新たなセーフティネット棟について、令和7年度の供用開始に向けて工事を進めている。

※ 令和5年7月に工事着工。令和6年3月末現在の進捗率は約30%

【参考1】 セーフティネット棟 概要

【入所定員】 障害者支援施設：200名
 医療型障害児入所施設・療養介護事業所：50名
 【延床面積】 約18,500㎡



【参考2】 工事スケジュール

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度
基本設計	実施設計	建設工事		供用開始

2 入所者の円滑な移行支援

- ・ 入所者アセスメント結果によりセーフティネット棟の入所対象となった方について、セーフティネット棟への円滑な移行に向けた準備を引き続き進める。
- ・ 併せて、セーフティネット棟への入所対象外となった方について、本人及び保護者等の意向を踏まえ、あすなろの郷の既存施設への移行も含めた今後の支援について、引き続き丁寧に調整を行っていく。

自殺対策の推進について

1 現状

警察庁データによると、本県の自殺者数は、令和元年までは減少傾向にあったが、令和2年は484人と前年比5.7%の増加に転じた。特に、女性・若者の増加が顕著。

その後、令和3年、令和4年と増減を繰り返し、令和5年は510人と直近5年間で最高値となっている。

【参考】本県の自殺者数の状況（警察庁自殺統計）（単位：人）

	男性	女性	総数
R1	341	117	458
R2	333	151	484
R3	322	132	454
R4	352	137	489
R5	350	160	510
R2-R1	▲8	34	26
R2/R1	97.7%	129.1%	105.7%
R3-R2	▲11	▲19	▲30
R3/R2	96.7%	87.4%	93.8%
R4-R3	30	5	35
R4/R3	109.3%	103.8%	107.7%
R5-R4	▲2	23	21
R5/R4	99.4%	116.8%	104.3%

令和5年の状況

- ・510人（前年比+21人、+4.3%）
- ・女性160人（前年比+23人、+16.8%）
※男女比は、7：3の割合で男性の方が多いが、女性が直近5年で最高値。
- ・30歳代以下146人（前年比+21人、+16.8%）

2 主な施策

(1) 相談体制の強化、県民への普及啓発

- ・ 電話相談「いばらきこころのホットライン」
仕事や家庭の問題、対人関係などの心の悩みや不安に関する相談を相談員2名で実施。
- ・ SNS相談
電話や対面での相談が苦手な方でも相談しやすいLINEでの相談窓口を設置。毎日17時から22時まで相談員3名で実施。
- ・ 女性専用オンライン相談
ビデオ会議システム「Zoom」を活用し、女性の公認心理師が毎月第1、3、5土曜日にオンライン相談を実施。
- ・ インターネット広告（検索連動型広告・バナー広告）
Google・Yahooで自殺に関連する言葉を検索した県民を対象に、相談窓口の案内を表示。また、自殺予防週間・自殺対策強化月間において、相談窓口を周知する広告をGoogle・Yahooに掲載。
- ・ 普及啓発活動
チラシ、カードの配布や県の広報媒体の活用による普及啓発。

(2) 自殺ハイリスク者に対する伴走型支援

- ・ 相談窓口からの誘導、警察や病院などの関係機関との連携による情報収集により自殺ハイリスク者（自殺未遂者、自殺念慮のある人等）を把握。
- ・ 「よりそい相談支援チーム」において、自殺ハイリスク者に対する関係機関へのつなぎ、医療機関への同行支援等のきめ細かい個別の支援を行う。

少子化対策課

◎執行方針

[1] 少子化対策の推進

1 茨城県次世代育成プランの推進

少子化は、個人の生き方・考え方・職場環境など、社会全般に深く関わっていることから、県内各団体の有識者からなる「少子化対策審議会」を中心として、「茨城県次世代育成プラン」に基づく少子化対策を推進する。

また、若者に対し、結婚・子育てに関するポジティブなイメージを積極的に発信していく。

2 結婚支援の推進

少子化の要因である未婚化・晩婚化の流れを変えていくため、結婚を希望する男女に地域・職域を越えた出会いの場を提供する「いばらき出会いサポートセンター」において導入したAIマッチングシステムの利用促進や相談体制の強化に取り組むとともに、非営利で結婚支援に取り組むマリッジサポーター等の活動を支援し、市町村等とも協力しながら、全県的な結婚支援活動を展開していく。

3 母子保健の充実

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、「茨城県次世代育成プラン」に掲げた目標を達成し、子どもを安心して産み育てるという希望をかなえる取り組みを促進する。

妊娠・出産に関する知識の普及や不安の解消のための電話・LINE相談窓口の設置や助産師による産後の出張相談を実施する。

子どもの重度障害の発生予防として、新生児に対する先天性代謝異常等検査のスクリーニング事業や視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図るとともに、市町村の健康診査等で把握された発達障害児等への相談事業を実施する。

また、不妊に悩む夫婦に対する専門的・医学的相談を実施する。

なお、母子保健対策は、母子保健法により、健康診査や健康相談など住民に身近で基本的な母子保健サービスを市町村が、広域的・専門的な事業は県が行うよう役割分担がなされていることから、研修等を通じ、市町村の母子保健対策の向上を図る。

4 子育て支援の充実

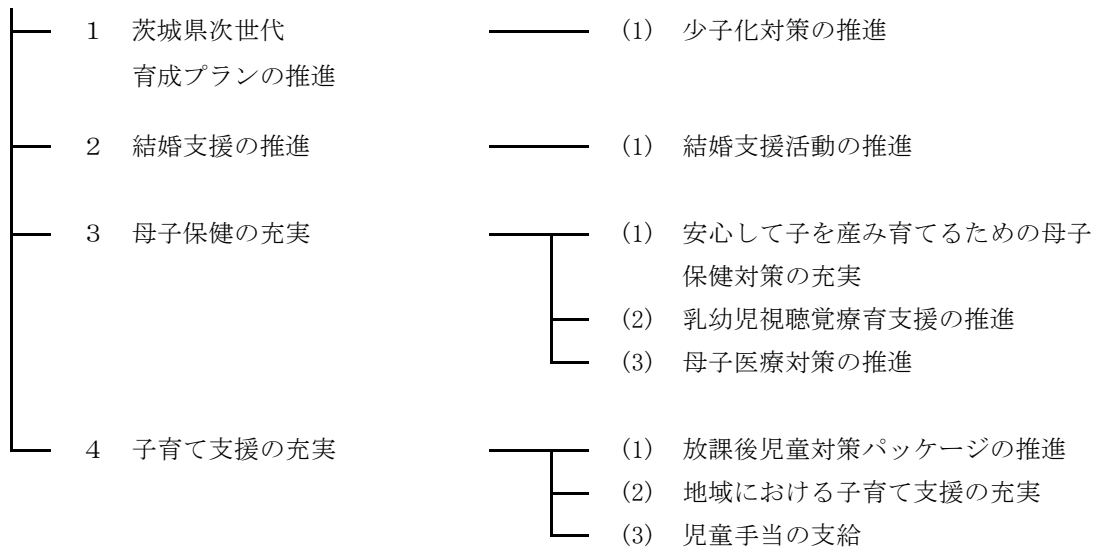
国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、市町村と連携しながら、放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ることにより、放課後児童の安心・安全な居場所づくりを推進する。

また、安心して子育てができる環境を整備するため、地域において育児相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業、子育て支援に関する情報を幅広く提供する利用者支援事業などの地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

さらに、社会全体で結婚や子育てを応援する機運を醸成するため、「いばらき新婚夫婦等優待制度」及び「いばらき子育て家庭優待制度」の拡充を図る。

少子化対策課主要施策体系

[1] 少子化対策の推進



結婚支援の推進について

1 本県の婚姻等の状況

年次		2005 (H17)	2010 (H23)	2015 (H27)	2020 (R2)	2022 (R4)	全国/2022(R4) ※は2020(R2)
平均初婚年齢(歳)	男	29.7	30.4	30.8	30.8	31.3	31.1
	女	27.6	28.5	29.1	29.2	29.6	29.7
50歳時の未婚割合 (%)	男	16.17	20.55	24.29	28.85	-	※28.25
	女	4.74	7.28	10.69	14.65	-	※17.81
婚姻件数(件)		15,534	15,044	13,499	10,622	10,163	504,930
出生数(人)		24,244	23,989	21,700	17,389	15,905	770,759
合計特殊出生率		1.32	1.44	1.48	1.34	1.27	1.26

出典：人口動態統計、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

2 主な結婚支援施策

(1) 出会いの場の提供

① いばらき出会いサポートセンター

- ・運営体制：水戸本部（県三の丸庁舎）、県南センター（ラウエル牛久）
- ・事業内容：会員制によるマッチング支援（AIマッチングシステムの運用）
- ・会員数等の状況（2024（R6）.3月末現在）
会員数：3,240名（男性1,893名 女性1,347名）
成婚数(累計)：2,790組(非会員との成婚やマリッジサポーターによる成婚を含む)

② 結婚支援コンシェルジュ ※令和5年度からセンターに配置

- ・目的：県内の結婚支援の取組の強化を図るとともに、市町村等と連携したイベント開催により、センター会員と会員外の方との新たな出会いの場を創出する。
- ・主な活動：市町村、企業等への訪問及び現状把握、情報共有
市町村、企業等と連携した婚活イベント・セミナーの開催
結婚支援事業未実施市町村への働きかけ 等
- ・イベント等の開催状況：イベント7回（239人参加）、セミナー7回（79人参加）

③ いばらきマリッジサポーター

- ・連携組織：地域活動協議会（県内5地区）
連絡協議会（全県域の連絡調整 ※各地域の会長等が役員）
- ・活動内容：結婚相談会の開催、お見合いの仲介 など
- ・マリッジサポーター数：220名（2024（R6）.3月末現在）

(2) 結婚・子育てに関する機運の醸成

① 若い世代に対するポジティブイメージの醸成

ア 高校生のライフデザインセミナーの開催

- ・赤ちゃんふれあい体験や外部講師による講演を実施

② 社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

ア いばらき結婚応援パスポート「iPASS（アイパス）」の発行

- ・結婚予定カップルや新婚カップルに協賛店で優待サービスが受けられるカード（アプリ）を発行。

イ いばらきKidsClubカードの発行

- ・妊娠中や子育て家庭に協賛店で優待サービスが受けられるカードを発行。

安心して子どもを産み育てるための支援について

1 妊娠・出産サポート体制整備事業

(1) 妊娠等相談支援事業（委託先：県助産師会）

専門相談窓口「いばらき妊娠・子育てほっとライン」を開設し、予期せぬ妊娠、若年・高齢初産等の妊娠に関する悩みに専門職（助産師）が対応。R5年度よりLINE相談開始。

(2) 助産師なんでも出張相談事業（委託先：県助産師会）

出産直後の母親が育児について一番不安になる時期に、ニーズに応じたタイムリーな支援を行うことで、母親の育児不安や産後うつの発症リスクを軽減。

2 出産・子育て応援事業

◇対象者：全ての妊産婦や子育て家庭

◇実施主体：市町村（経済的支援を受けるためには妊娠届出時、出生届出後の面談が必要）

(1) 伴走型相談支援	① 妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出後、面談等を実施し継続的に支援を実施する。
(2) 経済的支援	<現金支給可> ①妊娠届出時：出産応援ギフト（妊婦1人当たり5万円相当） ③出生届出後：子育て応援ギフト（こども1人当たり5万円相当）

3 不妊治療対策

(1) 普及啓発事業（委託先：県産婦人科医会）

不妊の要因や不妊治療に対する理解を深めるため、市民公開講座を開催。

(2) 不妊専門相談センター（委託先：県産婦人科医会）

県内2箇所に設置（対面、メール）

(3) 茨城県妊活・不妊等サポート体制強化事業（委託先：（株）ファミワン）

①いばらき妊活・不妊オンライン相談体制を整備

（専門家へのメッセージによる相談・ビデオ通話相談）

②県民向けに性や妊娠・出産、不妊治療等の正しい情報を提供するセミナーや、相談対応者向けの研修等を開催

子ども未来課

◎執行方針

[1] 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、各市町村の子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図り、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービスの充実に取り組む。

また、私立幼稚園に対して、子ども・子育て支援新制度への移行を支援するとともに、特別支援教育（障害児等の受入れ）を実施する園への助成等を行い、教育条件の維持向上や安心して子育てができる環境づくりを推進する。

2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちに十分配慮しながら、保護者の就労形態の多様化等に対応した延長保育、一時預かり、病児保育等の地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

[2] 待機児童解消に向けた取組の推進

1 保育所・認定こども園等の施設整備の推進

幼児教育・保育サービスに対する地域のニーズに応じて、健やかこども基金や就学前教育・保育施設整備交付金等を活用した保育所、認定こども園の整備を進めるとともに、地域型保育事業の促進による低年齢児の受け皿拡大等に取り組み、待機児童のゼロ達成・ゼロ維持を図る。

2 幼児教育・保育人材の確保対策

3歳以上児の職員配置基準の改善が行われたことにより、保育士確保が重要になるため、修学資金貸付等による新規卒業生の就業促進、「いばらき保育人材バンク」による潜在保育士の再就職支援、保育士等の処遇改善や保育補助者等を活用した業務負担軽減による就業継続支援、保育従事者の実態の見える化と保育業界のイメージアップ、子育て支援事業等に従事する子育て支援員の養成など、総合的な人材確保対策をより推進する。

3 幼児教育・保育の質の向上

保育士等の資質・専門性の向上のための研修の実施や職員配置の改善など、幼児教育・保育の質の向上を図る。

子ども未来課主要施策体系

[1] 幼児教育・保育、地域の子ども
・子育て支援の充実

-
- (1) 幼児教育・保育の充実
 - (2) 地域における子ども・子育て支援の充実

[2] 待機児童解消に向けた取組の
推進

-
- (1) 保育所・認定こども園等の施設整備の推進
 - (2) 幼児教育・保育人材の確保対策
 - (3) 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度について

1 制度の概要

(1) 経緯等

- 平成 27 年 4 月から「質の高い幼児教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、「待機児童の解消のための保育の受入人数の増加」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。
- また、令和元年 10 月からは、少子化対策のための幼児教育・保育の負担軽減及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性に鑑み、3～5 歳児の保育所等を利用する子どもたちの利用料が無償化されるなど「幼児教育・保育の無償化」が実施。

(2) 主なポイント

- 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付の創設
 - ・認定こども園の普及促進
- 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・地域子育て拠点、延長保育、病児保育等の充実
- 待機児童の解消のための保育の受入人数の増加
 - ・小規模保育、家庭的保育等の活用による保育の受入枠の拡大

(3) 市町村、都道府県、国の役割等

- 市町村が制度を実施し、国・都道府県等が重層的に支える仕組みを構築
- 市町村は、地域のニーズに基づき幼児教育・保育の提供について計画を策定し、給付・事業を実施
- 国は、市町村の確認を受けた施設・事業に対し、必要な財政支援を実施
- 都道府県は、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、これに基づき市町村を支援

2 施設・事業数の推移等

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

(各年 4 月 1 日現在)

施設類型		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
保育所		448	439	449	443	438
認定こども園	幼保連携型	141	158	161	169	172
	保育所型	13	14	17	20	23
	幼稚園型	61	61	61	62	63
私立幼稚園（新制度移行）※		40	41	40	41	42
計		703	713	728	735	738
（参考） 私立幼稚園（新制度未移行）※		25	21	20	16	11

※休園含む

(2) 主な子ども・子育て支援事業

事業類型	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
地域子育て支援拠点事業	265	272	268	247	241
病児保育事業	143	145	148	157	199
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	1,020	1,074	1,105	1,124	1,154

※H31～R4 は実績、R5 は変更交付申請の数値

(3) 地域型保育事業

(各年 4 月 1 日現在)

事業類型	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
小規模保育事業	66	81	96	102	112
家庭的保育事業	14	20	22	27	27
事業所内保育事業	9	11	13	12	11
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	89	112	131	141	150

待機児童の状況等について

1 現況

(1) 社会的背景

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、また、女性の社会進出の進展などにより保育の必要性が年々増大している。

(単位：％、人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
女性(25～34歳)の就業率(全国)	74.0	75.8	77.6	78.6	78.9	80.5	81.4	
保育所等申込者数(茨城県)	53,910	55,432	57,142	58,590	60,901	61,367	61,469	61,364

(2) 待機児童数の推移

- ・令和5年4月現在の待機児童数は、5人となっている。

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
待機児童数	382	516	386	345	193	13	8	5
前年度比	+9	+134	▲130	▲41	▲152	▲180	▲5	▲3

2 本県の対応状況

(1) 待機児童の受け皿の確保

地域の状況を踏まえながら、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」等を活用した保育所等整備と合わせ、小規模保育事業等の促進を進めることにより、受け皿の確保を図る。

<保育所等の整備状況>

(単位：施設、人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	27	32	27	35	41	26	27	15
増定員数	888	1,416	1,313	1,472	1,699	720	509	414

(2) 保育人材の確保

保育サービスの充実のために、人材確保や、就業継続支援・働く職場の改善、再就職支援を行うなど、総合的に保育士の確保を図る。

① 人材育成

- ・保育士修学資金貸付(保育士養成施設学生に対する修学資金の一部貸付)
- ・子育て人材確保強化推進事業(子育て支援員を養成するための研修)

② 就業継続支援・働く職場の環境改善

- ・民間保育所等乳児等保育事業(1歳児保育のための保育士等雇用に必要な費用補助)
- ・保育補助者雇上強化事業(労働環境改善に積極的な場合の保育補助者雇用に必要な費用補助)

③ 再就職支援

- ・ いばらき保育人材バンク設置運営事業（保育団体委託による人材バンクの運営、無資格者の活用・保育資格取得支援、保育従事者等の実態の見える化）
- ・ 潜在保育士への再就職準備金貸付（潜在保育士が保育所等に勤務する場合の就職準備金貸付）

（３）保育の質の向上

保育士の資質向上のため、保育士の経験に応じた研修の実施や職員の配置について改善を図る。

- ・ 子育て人材資質向上推進事業（新任保育士の定着及び離職防止対策として保育所の管理者や保育士に対する研修の実施）
- ・ 保育士等キャリアアップ研修事業費（一定の経験年数のある保育士等に対し、処遇改善を実施する要件として、研修修了が要件とされた保育士等キャリアアップ研修〔乳児保育、幼児保育等の８分野〕を実施

（４）医療的ケア児の受入体制の整備

保育所等でのケア児の受入促進を図るため、医療的ケアを担う看護師を雇用した場合の人件費助成や、痰の吸引などのケアに対応する看護師などの研修を実施する。

また、市町村における保育の利用調整について、県でも障害児・医療的ケア児に係る申込を把握し、次の制度の利用などを助言し、待機児童の解消を図る。

- ① 保育所等に勤務する看護師等への研修の実施
 - ・ 保育所等の看護師の医療的ケア児向け対応能力向上
 - ・ 認定特定行為業務従事者として、特定の医療的ケア（たん吸引、経管栄養など）を実施できる認定保育士の育成
- ② 国補事業を活用した看護師の配置
 - ・ 軽度（導尿など）から中度（たん吸引、経管栄養など）までの医療ケアを必要とする医療的ケア児に対応する看護師の追加配置に対する補助
 - ・ 基準額 1施設当たり 5,290万円（補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）等

青少年家庭課

◎執行方針

[1] 青少年健全育成等の推進

1 青少年健全育成の推進

令和4年3月に策定した「いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）」に基づき、青少年・若者の健やかな成長を支えるため、地域の教育力の向上と社会環境の健全化に向けた取組の充実を図る。

また、青少年・若者活動の本拠地である県立青少年会館の施設管理及び運営を行う。

2 若者の活動支援の推進

積極的に地域に関わる若者を育成するため、若者が主体的に取り組むボランティア活動・地域活動やネットワークづくりを支援する。

3 困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の整備

不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年や若者に対し、きめ細かで継続的な支援を実現するため、関係機関等の連携強化及び相談体制の充実を図る。

また、「茨城県次世代育成プラン」に基づき子どもの貧困対策を推進する。

[2] 児童福祉の推進

1 児童虐待防止等の推進

児童虐待や子育て不安、いじめ、不登校、非行など複雑・多様化する児童育成問題に対応するため、児童福祉司等の専門職員の増員や資質向上を図るなど、児童相談所における相談援助体制を強化する。

また、増加・深刻化する児童虐待事案に迅速かつ効果的な対応を図るため、関係機関等との連携や地域に密着したネットワークの活用を図るとともに、電話や SNS による相談・通報窓口の積極的な活用を県民に周知するなど、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努める。

さらに、発達障害等により育てにくい子どもを養育する保護者にトレーニング等を実施するなど、児童虐待の未然防止や再発防止を図る。

併せて、市町村の児童虐待対策に対し、未然防止に向け、「こども家庭センター」の設置等相談体制の整備や子育てに不安を抱える家庭への訪問事業のほか、要保護児童対策地域協議会の運営強化など多様な支援に努め、地域における児童相談体制の充実を図る。

2 社会的養護体制の強化

家庭での養育が困難な児童や問題行動がある児童を保護するとともに、心身ともに健やかに成長できるよう、その処遇の向上に努める。

このため、家庭により近い養育環境を提供できるよう、里親のリクルート、トレーニング、マッチング、アフターケアを包括的に支援する民間フォスターリング機関

の運営を通じて、里親養育支援を推進する。

また、ファミリーホームの設置や専門里親の育成、児童養護施設の小規模化・地域分散化の促進等により、家庭的な養育を推進する。

さらに、子どもの権利擁護の強化を図るため、一時保護や、児童養護施設等への措置、里親への委託などの児童の処遇決定の場面や、施設等での日常生活の場面における児童本人の意見・意向を適切に聴き取り、その意見等を勘案して支援に反映する取組を推進する。

加えて、施設を退所した児童等の円滑な自立を支援するため、保護者等からの経済的な支援が見込まれない退所児童等に対し自立支援資金の貸付けを行うとともに、退所後の相談・支援体制の充実を図る。

[3] 母子福祉の推進

1 ひとり親家庭等の支援

一時的に生活援助、保育サービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣するなどの子育て・生活支援を行う。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な看護師、保育士等の資格取得の際に、高等職業訓練促進給付金等を支給するとともに、入学及び就職準備金を貸付けるなどの就業支援を行う。

さらに、児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るとともに、母子・父子・寡婦福祉資金を無利子又は低利で貸付けることにより、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図る。

このほか、養育費に関する相談に対応するとともに、親子のふれあう機会が少なくなりがちなひとり親家庭のふれあいを支援する。

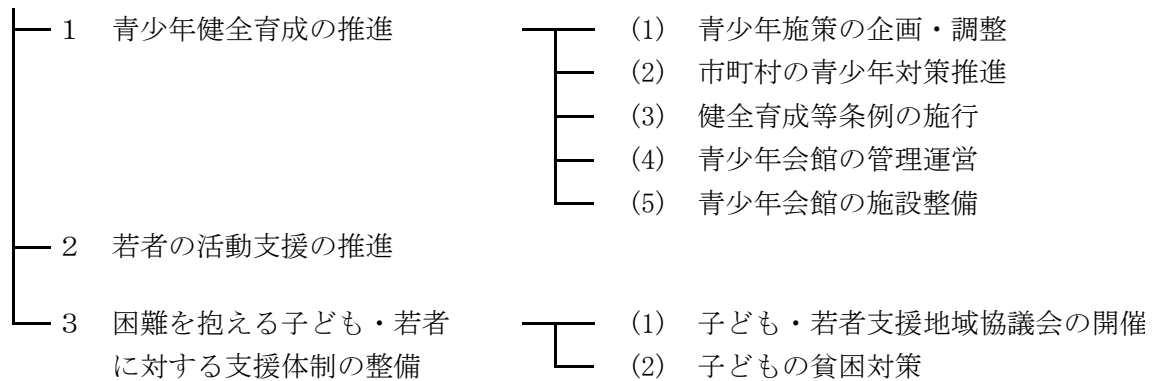
2 困難な問題を抱える女性への支援とドメスティック・バイオレンス対策の推進

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性に関する各般の相談に応じ、援助にあたりるとともに、必要に応じ一時保護所又は女性自立支援施設に入所させ、自立を支援する。また、支援調整会議において、市町村や民間団体と連携、協力して支援方針や内容を協議する。

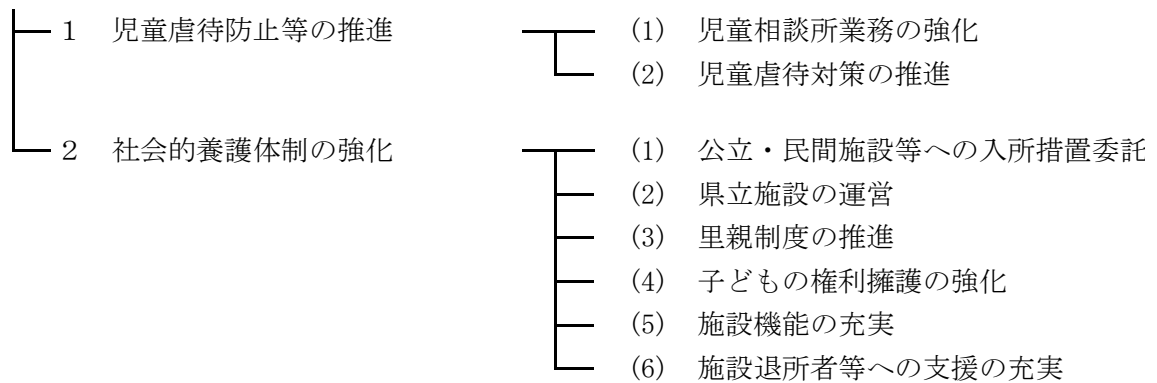
女性が抱える困難のうち、特にDVに関しては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「第5次茨城県DV対策基本計画」に基づき、休日夜間相談の緊急対応や心理的ケアなどを実施するとともに、福祉事務所、警察、児童相談所及び市町村などの関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力被害者の迅速かつ的確な保護に努める。

青少年家庭課主要施策体系

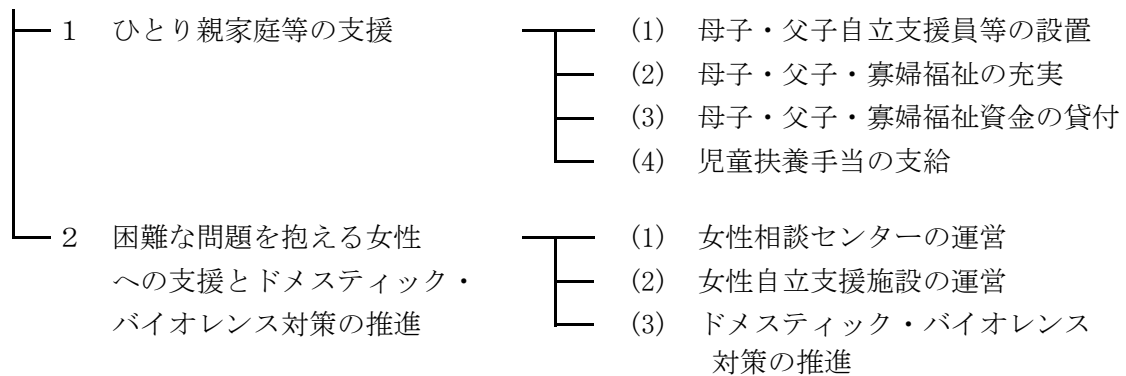
[1] 青少年健全育成等の推進



[2] 児童福祉の推進



[3] 母子福祉の推進



児童虐待防止対策について

1 児童虐待の現状

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和4年度は過去最多の219,170件となった。本県においても、令和4年度は4,033件（前年度比約1.1倍）と過去最多となっている。

○ 全国の虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2018(H30)	159,838	504,856	31.66
2019(R1)	193,780	544,698	35.58
2020(R2)	205,044	527,272	38.89
2021(R3)	207,660	571,961	36.31
2022(R4)	219,170	集計中	—

○ 茨城県の児童虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2018(H30)	2,687	5,995	44.82
2019(R1)	3,181	6,754	47.10
2020(R2)	3,478	6,754	51.50
2021(R3)	3,743	8,372	44.71
2022(R4)	4,033	7,825	51.55

2 児童虐待防止対策

(1) 国における児童虐待防止対策

- ① 2018年(H30)7月：【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】
 - ・ 支援家庭が転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
 - ・ 子どもの安全確認ができない場合における対応の徹底 等
- ② 2018年(H30)12月：【児童虐待防止対策体制総合強化プラン】
 - ・ 児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の増員などの体制強化
 - ・ 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化 等
- ③ 2022年(R4)6月：【児童福祉法等の一部を改正する法律】
(2024年(R6)4月1日他施行)
 - ・ 一時保護開始時の司法審査の導入
 - ・ 市町村こども家庭センターの設置（児童福祉と母子保健の連携強化）
 - ・ こどもの権利擁護環境整備（アドボカシー制度の導入） 等

(2) 本県における児童虐待防止対策

① 児童相談所体制の強化

ア 児童相談所の機能強化

- ・ 令和元年、中央児童相談所を福祉相談センターから独立設置したほか、全児童相談所に、一時保護等の介入機能に特化した「子ども虐待対応課」を設置
- ・ 令和2年、日立児童相談所及び鉾田児童相談所を、中央児童相談所分室から格上げ、独立設置

イ 児童福祉司、児童心理司の増員

- ・ 国のプランに基づき、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員
- ・ 「茨城県子どもを虐待から守る条例」に基づき、国の基準以上の人数を配置

② 通報・相談窓口の整備

ア 「いばらき虐待ホットライン」により電話での虐待相談に24時間対応しているほか、全国共通通報ダイヤル「189（いちはやく）」の広報

イ 令和5年2月から、メッセージアプリ「LINE」を活用した相談を開始

③ 関係者との情報共有

ア 平成30年1月から県警察と児童相談所間で、全ての児童虐待事案を共有

イ 市町村ごとに「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所、市町村教育委員会、保育園・幼稚園、医療機関、警察等の関係者で情報を共有

困難な問題を抱える女性への支援について

1 現況

(1) 女性相談件数

・ 県女性相談センター相談件数（実人員）

※R5は暫定値

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5) ※
相談人数	5,681	5,369	4,936	4,797	5,172
うちDV相談人数 (全体に占める割合)	939 (16.5%)	1,247 (22.1%)	1,077 (21.8%)	1,005 (21.0%)	928 (17.9%)

・ 一時保護件数

※R5は暫定値

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5) ※
保護件数	70	71	59	61	49
うちDV被害による保護 (全体に占める割合)	58 (82.9%)	52 (73.2%)	39 (66.1%)	51 (83.6%)	39 (79.6%)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6年4月1日施行）

○目的

様々な事情により日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を支援し、安心かつ自立して暮らせる社会を実現する。

○主な内容

関係機関との連携、基本計画の策定、女性相談支援センター等の設置、民間団体との協働、支援調整会議の設置 など（女性支援の根拠を売春防止法から移行）

2 主な支援制度

(1) 相談業務

女性相談センターに女性相談支援員（8人）を配置し、相談対応を実施。

相談受付時間 平日：9時～21時、休・祝日：9時～17時

(2) 一時保護・自立支援

- ・ DV被害や生活困窮により現に支援を要する女性について、一時保護を実施。
- ・ 一時保護所（入所定員：20名）で、一時保護した要保護女子やその同伴児の自立支援や心理的ケアを実施。
- ・ 一時保護所退所後の中長期的な支援が必要な女性に対し、女性自立支援施設（入所定員：4名）で、自立支援、生活支援を実施。

(3) 民間団体への業務委託

相談対応、暴力防止啓発（デートDV出前講座、リーフレット作成）を委託。

3 新たな取組の方向性

(1) 民間団体との連携強化

多様な支援ニーズに対応するための一時保護委託先の確保、ピアサポート（同じ悩みを抱える方の交流）の拡充 など

(2) 支援調整会議の設置

関係機関や民間支援団体等の関係者を構成員とし、情報交換や支援方針を協議する会議を設置（6月頃を予定）。